6. 環境タイヤ（エコタイヤ・リトレッドタイヤ）装着助成

<table>
<tr><td>事業概要</td><td>燃費の向上に寄与するとともにＣＯ２排出量削減および３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）等を図るため、エコタイヤ及び製造段階で資源削減ができるリトレッドタイヤ（再生タイヤ）を令和８年４月１日から令和９年２月15日に導入した場合、その金額の一部を助成します。</td></tr>
<tr><td>予算</td><td>5,500 万円</td></tr>
<tr><td>助成金額</td><td>１本あたり 2,500 円</td></tr>
<tr><td>助成条件</td><td>以下の①～⑥をすべて満たすこと
① 令和８年４月１日から令和９年２月15日までに、(1)新規に買取りにより導入し支払いが完了するもの、または、(2)同期間内に導入するリース車両にオプションで装着するもの。
または、(3)同期間内に導入するサブスクリプション契約で装着し、支払いが完了するもの。
②県内認可営業所に配置する事業用トラック（自家用車・軽貨物車除く）に装着すること。
③１事業者あたりの申請上限は、すべての期間を通じて、県内認可営業所配置事業用トラック（エンジン付）の数×10 本（最大 200 本）まで。
④原則、事業完了日ごとに決められた期間中に申請すること。（申請期間欄参照）
⑤対象品の詳細は、別紙一覧表で確認すること。
※年度の途中で対象品が追加される場合は協会 HP にて公開されます
⑥手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払が完了（決済）していること。</td></tr>
<tr><td>助成対象外となる条　件</td><td>・割賦購入は対象外</td></tr>
<tr><td>財産の処分制限</td><td>原則として、助成を受けた事業者は、エコタイヤ、リトレッドタイヤを導入した日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄（パンク・摩耗等は除く）してはなりません。</td></tr>
<tr><td>申請期間</td><td>原則として、下記の期間に１回ご申請いただきますようお願いします。
<table>
<tr><th>タイヤ導入時期</th><th>申請受付期間</th></tr>
<tr><td>4/1～6/30</td><td>7/1～9/30</td></tr>
<tr><td>7/1～9/30</td><td>10/1～12/18</td></tr>
<tr><td>10/1～翌 2/15</td><td>1/5～翌 2/15</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td>①環境タイヤ（エコタイヤ・リトレッドタイヤ）装着助成金交付申請書（兼助成金請求書）
②申請明細書
③領収書等の写し（但し書きにタイヤ型式・購入本数が記載されているもの）
・領収書が発行されない場合、別紙「環境タイヤ装着助成　添付書類例」をご確認ください
・手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了している必要があります
また、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明（当座勘定照合表等）を併せて添付してください
・新車購入時に取り付けられている場合、新車の領収書の写し（車番・タイヤ型式・装着本数の記載があるもの）を添付　※空欄に「新車オプション」と記載してください
・リース車に取り付けられている場合、リース契約書の写し（タイヤ型式、本数の記載があるもの）を添付
・サブスクリプション契約で取り付けた場合、⑴サブスクリプション契約書の写し（車番の記載があるもの）、⑵タイヤを装着したことがわかる書類【作業報告書や作業伝票などの写し】（車番・タイヤ型式・装着本数・導入年月日の記載があるもの）を添付
④助成金振込口座の通帳（または小切手帳）の写し　※金融機関名、支店名、口座番号、預金種別、口座名義が必要
・助成金の申請者と振込先口座名義人が同一か確認します</td></tr>
</table>